

# 中国法務 Legal Flash

## 「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規定」の公布

### 概要

- 2017年1月6日、国家工業・情報化部(以下「工業・情報化部」)が「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規定」(以下「**参入規定**」)を公布し、工業・情報化部が2009年6月18日に公布した「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規則」(以下「**2009年参入規則**」)に取って代わり、新エネルギー自動車生産企業及び製品参入について、更に明確で具体的な監督管理要求が確立された。
- 「参入規定」では、新エネルギー自動車(以下「新エネ車」)の定義と範囲が明確にされ、自動車生産企業と製品の参入要件が引き上げられた。また、新エネ車生産企業及びその製品に対する一連の安全要件が設けられ、特殊状況下の申請プロセスが簡素化された。
- 「参入規定」では、2009年「参入規則」下の参入審査を通過した新エネ車生産企業と自動車製品に対する経過措置を明確にし、このうち新エネ車企業の改造期間は24ヶ月であり、当該期間を超過し審査を通過できない場合は、「道路機動車輛生産企業及び製品公告」(以下「**公告**」)から記載が外され、その新エネ車製品について中国の法律に依拠して取得した補助金受給資格もまた失効すると規定されている。

### 詳細

#### 背景

2017年2月

国务院が公布した「省エネルギー及び新エネルギー自動車産業発展計画(2012年～2020年)」並びに「国务院弁公庁による、早期の新エネ車推進応用に関する指導意見」(国弁発[2014]35号)(以下「**指導意見**」)等の文書要求規定に呼応し、新エネ車の拡大と普及をさらに促進するために、自動車産業所轄部門は近年、新エネ車生産販売を監督管理する一連の法律及び関連補助政策を公布しました。新エネ車市場の急速な発展と技術水準の大幅な改善に伴い、従来の関連法規は管理ニーズを満たすことができずしていませんでした。同時に、新エネ車産業もまた製品安全リスクの顕在化、参入障壁の低さ、業界の雑然とした発展状況の拡大等、突出した問題に直面しています。これらの問題に対応するため、2017年1月6日、工業・情報化部は「参入規定」を公布し、2009年「参入規則」を大幅に改訂しました。「参入規定」は2017年7月1日より効力を生じました。

**「参入規定」では、新エネ車生産企業及び製品の参入管理が明確にされ、その要求が厳格化されている。**

今般の「参入規定」では、新エネ車の種類が明確にされ、生産企業及び製品の参入条件が改訂されました。同時に、審査・承認プロセスが細分化・規範化され、新エネ車生産企業に対し、その自動車製品の運用状態について安全性のモニタリング義務が初めて課せられることになりました。

#### 新エネ車の定義と範囲の明確化

「参入規定」によると、新エネ車は新型エンジンシステムを採用し、完全に又は主に新型エネルギーにより駆動する自動車であり、主にプラグインハイブリッド・エンジン(航続距離延長型を含む)自動車、純電気自動車及び燃料電池車が含まれます。当該定義により、2009年「参入規則」における新エネ車の定義が調整及び簡素化され、現行新エネ車の発展計画及び関連産業政策における新エネ車の定義との一致が保たれています。

### 生産企業参入条件の更なる整備

新エネ車生産参入許可を申請する生産企業は、法律並びに自動車産業発展政策及びマクロ調整政策の規定を満たすだけでなく、工業・情報化部の道路機動車輛生産企業参入許可を取得している自動車生産企業、又は国家発展及び改革委員会(以下「**発改委**」)投資プロジェクト手続を完了した新設の自動車生産企業に該当する必要がある、製品種類を跨いで新エネ車を生産する企業もまた、国の関連投資管理規定に従い投資プロジェクト手続を完了させなければなりません。さらに、自動車生産企業は設計開発能力、生産能力、生産一致性保証能力、アフターサービス及び製品安全保障能力を有することが規定されています。「参入規定」に付属する「新エネルギー自動車企業参入審査要求」(以下「**企業参入審査要求**」)では、上記の各方面における生産企業に対する、各種参入審査要求の具体的基準が詳細に明記されています。2009年「参入規則」と比較して、「参入規定」は新エネ車生産企業の参入審査要求について更に明確で、厳格且つ具体的な規定を設けています。

### 製品参入条件の更なる整備

参入許可の申請対象である新エネ車製品は、関連法律・法規並びに安全技術条件を満たすことが要求され、「参入規定」の付録三「新エネルギー自動車製品専門検査項目及び根拠基準」(以下「**製品参入審査要求**」)における検査基準を満たし、且つ検査機関の検査合格を得ることが規定されています。「製品参入審査要求」では、39項目の新たな検査基準が規定されています。2009年「参入規則」と比較して、「参入規定」では新エネ車を「創成期、発展期、成熟期」の製品に分類しておらず、新エネ車製品の試験生産も認められておらず、全ての新エネ車製品は現在、必ず工業・情報化部の製品参入審査を通過することが義務付けられており、この手続を経た場合のみ中国で販売が許可されます。「参入規定」では、新エネ車製品の検査指標を22項目から39項目に変更し、新エネ車製品に対する基準と要件が大幅に引き上げられています。

### 特定条件を満たす自動車生産企業に対する参入審査手続の簡略化

「参入規定」によると、新エネ車生産企業と自動車製品の参入許可申請手続は、工業・情報化部が技術審査を行い、審査方法には現場審査と資料審査が含まれ、技術審査の期間は「参入規定」で規定する工業・情報化部の法定参入審査期間には含まれません。工業・情報化部のプラグインハイブリッド・エンジン自動車、燃料電池車製品参入許可を既に取得している生産企業は、同一種類の純電気自動車製品の参入許可を申請する場合、資料審査のみが要求され、現場審査が免除されることから、必要な技術審査期間を短縮することができます。審査を通過した新エネ車生産企業及び製品について、工業・情報化部は「公告」を公布します。

### 新エネ車製品の安全要件の強化

「参入規定」では、新エネ車生産企業に対し、その新エネ車製品の安全性についてモニタリング・プラットフォームを設け、販売済みの全ての新エネ車製品(シャシーを含む)の安全性についてモニタリングすることを要求しています。新エネ車生産企業は安全の第一責任者であり、完成車製品について全ての責任を負い、且つ2017年1月1日以降、新規に生産した全ての新エネ車について車載端末を取り付け、企業自ら構築したモニタリング・プラットフォーム上で完成車及びエンジン・電池等、重要システムの運行安全性をモニタリングしなければなりません。新エネ車生産企業はユーザー情報を公開、改竄、毀損、売却又は違法に他者に提供することはできず、新エネ車運行安全性に無関係な情報をモニタリングすることはできません。モニタリング・プラットフォームのメンテナンス及び運用安全性の法律に従い、新エネ車生産企業は中国の法律下におけるネットワーク・セキュリティー及び情報保護に関するその他関連法令・法規を遵守しなければなりません。

### 参入規定違反に対する罰則の厳格化

2009年「参入規則」と比較して、「参入規定」では、各種の「参入規定」違反において課せられる罰則を明確に規定しています。例えば、「参入規定」の第27条によると、関連事実の隠蔽や、虚偽の資料を提出して参入許可申請を行った自動車企業について、工業・情報化部はこれを受理しない又は参入許可を発行しない、若しくは警告を発することが規定されており、当該自動車生産企業はその後1年間、再度参入許可の申請をすることができないと規定されていま

す。さらに欺罔、賄賂等不正な手段で参入許可を取得した場合、その参入許可を取り消し、当該自動車生産企業はその後 3 年間、再度参入許可の申請ができないと規定されています。

第 28 条規定では、新エネ車生産企業が、「公告」に掲載されていない新エネ車のモデルを生産又は販売した場合、工業・情報化部は「道路交通安全法」に従い、違法に生産・販売された機動車製品及び部品を没収し、違法製品の価値の 3 倍以上、5 倍以下の罰金を課すことが規定されています。違法企業が営業許可証を有する場合、工商行政管理部門はそれを取り消し、営業許可証を有さない場合は、企業を閉鎖することが規定されています。

### 2009 年「参入規則」の経過措置、並びに新エネ車補助金に対する影響

#### 経過措置

「参入規定」によると、2009 年「参入規則」に基づき参入許可を取得済みの新エネ車完成車生産企業は、「参入規定」に従い改造を行い、「参入規定」施行日から 6 ヶ月以内（即ち 2017 年 12 月 31 日以前）に、工業・情報化部に「参入規定」を満たす審査計画を送付し、24 ヶ月以内（即ち 2019 年 6 月 30 日以前）に審査を通過しなければならないと規定されています。工業・情報化部は、主に「参入規定」における、2009 年「参入規則」と比較して更新された新要件を対象に審査を行い、参入許可取得時に既に審査済みの関連内容については、審査を免除することが規定されています。新エネ車生産企業が上記期限を超過し且つ審査を通過していない場合、「企業参入審査要求」を満たすことができないとみなされます。

さらに、新エネ車生産企業が生産中の新エネ車製品は、「参入規定」施行日から 6 ヶ月以内（即ち 2017 年 12 月 31 日以前）に「製品参入審査要求」を満たさなければなりません。

上記の経過措置における期限内に「参入規定」の新要件を満たせない場合、2009 年「参入規則」に基づき参入許可を取得した新エネ車生産企業及びその製品はいずれも「公告」から記載が外され、中国国内で販売を行うことは認められません。

#### 新エネ車補助金に対する影響

「指導意見」等の文書で規定される要件を満たすために、財政部、科学技術部、工業・情報化部、発改委は、2015 年 4 月 22 日に「2016 年から 2020 年までの新エネルギー自動車普及に関する財政支援政策の通知」を公布し、続いて 2016 年 12 月 19 日に「新エネルギー自動車普及に関する財政補助政策の通知」（財建〔2016〕958 号）を公布し、新エネ車の補助政策について関連規定を設けました。新エネ車が補助金を取得する前提条件の 1 つは、新エネ車生産企業及びその製品が「公告」に記載されることです。上記の経過措置によると、新エネ車生産企業が参入審査要件を満たすことができず、公告から記載が外された場合、生産する新エネ車製品もまた補助金申請資格を失うこととなります。

#### 純電気乗用車の追加参入要件

「指導意見」によると、新エネ車の戦略的発展は主に純電気駆動による自動車を中心に進めることが明記されています。「参入規定」によると、新規に設立する純電気乗用車企業は「参入規定」で規定される参入条件を満たすこと以外に、別途、2015 年 6 月 2 日付の発改委及び工業・情報化部共同公布による「純電気乗用車企業新規設立管理規定」における投資主体、プロジェクト承認、並びに純電気乗用車生産企業及びその製品の参入管理、商標及びブランド所有権、電池業界基準、重要部品品質保証負担等の関連要件を満たす必要があります。

#### PwC のご提案

新エネ車生産企業及びその製品は、必ず「参入規定」に明記される参入要件を満たすことが要求され、その上で「公告」に記載が認められます。公安部門は「公告」の内容に基づき、新エネ車の登記を行い、登記が完了した場合のみ新エネ車を道路で走行させることが認められます。これに従い、新エネ車生産企業及び自動車製品は「参入規定」に従い、「公告」に記載が行われることは、新エネ車の量産、販売を行う前提条件と言えます。国务院の「原則として、従来型の内燃エンジンを搭載する自動車を生産する企業の新設は認めない」という政策方針、並びに中国新エネ車発

展計画の普及方針に鑑み、新エネ車の普及と監督管理は政府の政策運営上の重点であると考えられます。新エネ車生産企業は、エネルギー構造改革の追い風に乗って市場に参入する際には、関連準備を全て済ませ、「参入規定」における新エネ車産業に対する監督管理要求に適切に対応していくことが重要になるでしょう。

### 引用

1. 「参入規定」の全文は、工業・情報化部の以下の公式サイトにて公開されています：

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757018/c5466114/content.html>

---

## お問い合わせ

---

本稿の掲載内容に関するお問い合わせは、下記の執筆担当者までお気軽にご連絡ください。



### 沈曉琳

信栢律師事務所

パートナー

+86 (10) 8540 4610

catherine.x.shen@xinbailaw.com

### *PwC Legal China* について

北京瑞栢法律事務所及び上海信栢法律事務所は(いずれも“PwC Legal China”ブランドでの運営)は、中国司法部に登録された中国弁護士事務所であり、PwCグローバルネットワークのメンバーファームです。私どもの弁護士は中国国内の法律事務所に適用される監督管理基準の規制の下、クライアントの皆様に対し中国法に関する法的な意見及びアドバイスを提供しております。上海と北京を主要拠点として、私どもチームはグローバル企業の案件を中心に中国全土にわたるプロジェクトを手がけております。

本稿に含まれる情報は、トピックに関する一般的なご案内であり、法的アドバイスを構成するものではありません。各種法規の適用と影響は、関連する個別具体的な事実状況に応じて異なってくる可能性があります。アクションを起こす前には予め御社の具体状況に対応したアドバイスを PwC Legal China チームの御社担当者までお求め下さい。